

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成20年12月12日

釜石地方振興局長 若 林 治 男

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 エヌエスリース株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー釜石店 釜石市上中島町三丁目1番1号
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成19年1月1日及び同年7月17日
- (5) 変更の理由 社名及び代表者の変更のため

2 届出年月日 平成20年11月19日

3 縦覧場所 釜石地方振興局企画総務部及び釜石市役所